

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみのる荘

重要事項説明書〔入 所〕

本重要事項説明書は、当事業所とサービス契約の締結（又は利用申請）を希望される方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上
ご注意いただきたいことを説明するものです。

事業所番号 １９７１０００２５０

社会福祉法人 高根福祉みのる会

第1条 事業者の概要

事業者の名称 社会福祉法人 高根福祉みのる会
所在地 山梨県北杜市高根町箕輪2270番地1
代表者氏名 理事長 浅川 一紀
電話番号 0551-47-5400

第2条 利用施設

施設の名称 特別養護老人ホームみのる荘（指定介護老人福祉施設）
所在地 山梨県北杜市高根町箕輪2270番地1
施設長名 施設長 深澤 智彦
電話番号 0551-47-5400
FAX番号 0551-47-5403

第3条 当施設で実施する事業

施設・事業所の種類	山梨県知事の事業所指定		
	指定年月日	指定番号	利用定員
指定介護老人福祉施設	平成14年10月1日	1971000250	70人
指定短期入所生活介護事業所	平成14年10月1日	1971000250	20人
指定介護予防短期入所生活介護事業所	平成18年4月1日	1971000250	(20人)

第4条 事業の目的と運営の方針

入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、食事入浴・排泄等の介護・相談及び援助、その他の日常生活の支援、日常生活動作訓練、口腔衛生管理、健康管理及び栄養管理等を行います。

また、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立ってサービスを提供するとともに、地域や家族との密接な連携を図り、総合的なサービスを提供し、身体拘束の適正化を推進します。

第5条 施設概要 特別養護老人ホーム みのる荘（指定介護老人福祉施設の概要）

総敷地面積 35,907.00㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積 3,654.32㎡
入所定員 70名

(1) 施設の概要

定 員		特養（70名）短期入所（20名）
居室	1人部屋	（1室14.56～15.60㎡） 8室
	2人部屋	（1室22.50～24.78㎡） 13室
	4人部屋	（1室45.00～48.00㎡） 10室
浴 室		一般浴槽・機械浴槽
医務室		1室
静養室		3室
食堂		各フロア
機能訓練コーナー		4ヵ所
会議室		1室
面接室		1室
ボランティア室		1室

(2) 職員体制（全職員が併設の短期入所生活介護並びに介護予防生活介護事業所の業務を兼務）

職 種	人 数	常 勤	非常勤	常勤換算	基準上の 必要員数
施設長	1	1		1	1
医 師	1		1	0.1	1
生活相談員	1	1		1	1
栄養士	1	1		1	1
機能訓練指導員	1	1		1	1
介護支援専門員	4	4		1.6	1
事務職員	5	4	1	4.8	2
介護職員	34	28	11	34.4	24
看護職員	4	4	1	4.5	3

第6条 利用料金（令和8年6月改定）

＊サービス料金

◎基本サービス料金 (1日あたり)		
要介護区分	従来型個室	多床室
要介護 1	589円	589円
要介護 2	659円	659円
要介護 3	732円	732円
要介護 4	802円	802円
要介護 5	871円	871円
◎加算料金		
・看護体制加算（Ⅰ）…………… 4円 ・看護体制加算（Ⅱ）…………… 8円 ・個別機能訓練加算（Ⅰ）…… 12円 ・日常生活継続支援加算…………… 36円 ・夜勤職員配置加算…………… 13円 ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）… 10円／1月あたり ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）… 5円／1月あたり ・初期加算…………… 30円（入所後30日間及び30日間を超える入院後の再入所） ・安全対策体制加算…………… 20円（入所時） ・外泊時等の加算…………… 246円（6日以内の入院・外泊等の場合、1日につき） ・協力医療機関連携加算…… 100円／1月あたり ・看取り介護加算（Ⅰ）…………… 72円（死亡日以前45日～31日前） ・看取り介護加算（Ⅱ）…… 144円（死亡日以前4日以上30日以下） ・看取り介護加算（Ⅲ）…… 680円（死亡の前日および前々日） ・看取り介護加算（Ⅳ）… 1,280円（死亡日） 〔医師・入所者又はその家族等の同意のもと、定められた所定の手続きを得た上〕 ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（イ）…………… 16.3%（1日あたり総利用単位数）		
※上記の料金は1割負担の方の利用料金です。		
2割・3割負担の方は、その割合に応じた額となります。		
◎実費料金		
◇食費…………… 1,790円／1日あたり（第4段階の方）		
◇居住費（従来型個室）…… 1,403円／1日あたり		
◇居住費（多床室）…………… 1,025円／1日あたり		
※介護保険負担限度額認定証の提示がある場合は、その表示額となります。		
◇その他の日常生活費		
・歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・私物の洗濯代・郵便物管理費等 ・事務管理費…………… 800円／1月あたり ・電気代（個人使用製品）…… 103円／1日あたり ・理、美容代…………… 2,200円／1回あたり		

第7条 サービスの内容

(1) 居室

個室・2人部屋・4人部屋

(2) 介護

施設介護サービス計画書に沿って、利用者の保有する能力に応じ、充実した日常生活が営めるよう下記の介護、援助を行います。

食事・入浴・排泄・着替え・口腔ケア・日常生活動作訓練・離床等の介護・オムツ交換・シーツ交換・施設内の移動の付き添い等。

(3) 入浴

一般浴・機械浴にて、原則、月・火・木・金曜日の週2回以上入浴して頂きます。入浴日でも入浴できない場合に入浴日の変更、清拭等身体状況を医務と連携して都度対応します。

(4) 食事等

朝食 8時00分～ 8時40分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～18時45分

※献立表は施設内に表示し、食べられないものやアレルギー等ある方のご相談に応じます。

また、ご家族との食事場所等についてもご相談に応じます。

(5) 排泄

排泄の自立を促進するため、個々の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(6) 健康管理・口腔衛生

健康管理…年間1回の健康診断を行うとともに、毎週2回嘱託医が来荘し、診察や健康相談サービスを受けることができます。状態に応じて都度往診も実施します、また、インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチン接種等も実施しています。

口腔衛生…毎月1回の歯科医師による歯科健康相談及び口腔ケアに対する技術的助言等の指導を実施しています。また、口腔機能が低下するリスクの軽減を図り、誤嚥性肺炎予防等に努め、最期まで美味しく食べられるようにご支援いたします。

(7) 生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関することを含めて相談できます。

(8) レクリエーション

年間行事計画に基づいて、誕生日会・お花祭り・夏祭り・バスハイク（外出）・敬老会等を実施します。その他、毎日のリハビリ体操や各フロアでレクリエーション等も行っています。

また、地域のボランティアの方々と一緒に、保育園や障害者施設等と地域交流の場を提供する行事（みのるの里まつり・交流会等）を実施しています。

なお、入所者の希望で実施する行事によっては、別途参加費をご負担いただく場合もございます。

(9) 機能訓練

機能訓練指導員のもと、日常生活の中で入所者の状況に適合した機能訓練を実施し、身体の機能低下の防止と体力（活動力）の増進ができるよう取り組みます。

(10) 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急止むを得ない事由等により拘束せざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分に説明を行い、同意を得ると共に、入所者の心身の状況、並びに緊急止むを得ない事由について記録をして経過観察を行い、拘束解除の時期について検討いたします。

(11) 高齢者虐待防止の措置

利用者の人権を守り、安全で穏やかな生活を確保するため、老人福祉法・介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止・高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条で求められている、高齢者虐待防止法等のための措置に従います。

(12) 日常費用支払い代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を、申し込むことができます。ただし、経費を必要とする場合は実費をいただきます。

(13) 行政手続きの代行

行政機関等に対する手続きについての代金を依頼することができます。ただし、手続きに関する手数料が伴うものについては、その都度実費をお支払いいただきます。

(14) 特別希望食

通常のメニューの他に利用者の希望に応じた特別食（外注食等）のご相談を承ります。ただし、実費をご負担いただきます。

(15) 所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を私物庫にてお預かりいたします。ただし、預かることのできる所持品の種類や大きさには制限があります。

(16) 入院した場合

ご家族に対応していただくこととなりますが、ご家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与します。入院期間中の居住費については、同意に基づく空床利用分を除き、ご負担いただきます。

(17) 事業実施計画（BCP）

- 1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するために計画及び体制を整え、それを定期的に見直し、必要に応じて変更をします。
- 2 計画及び体制につきましては、利用者及び関係者に対して周知をし、必要な措置を講じます。また、研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 災害に関しては、関係機関（消防署・消防団等）や地域の方々と連携し、防災訓練を定期的（年3回以上）に実施します。

(18) その他

入所者等の希望により提供された特別なサービス、特別希望食等に係る実費、又、入所者等の希望により実施した特別な娯楽、クラブ活動等に係る実費をご負担いただきます。また、入所者が医療機関に支払うべき医療費についてもご負担いただきます。

介護サービスの提供に関する記録の謄写を求める場合、実費として1枚20円のご負担をいただきます。

第7条2項 支払い方法

施設利用料等の請求は、1ヶ月まとめて計算し翌月の15日頃迄に請求書をお送り致します。
お支払いは、口座振替をお願いしております。金融機関は、下記からお願いいたします。

- ・山梨中央銀行〔毎月25日に指定口座より引き落としになります〕
- ・ゆうちょ銀行〔毎月25日に指定口座より引き落としになります〕

第8条 入退所手続き

(1) 入所手続き

入所前に契約を結んで、サービスの提供を開始します。平行して、ケアプラン（施設サービス計画）を作成いたします。プラン作成に当たっては、生活への意向をお聞かせ下さい。
また、必要な書類や持ち物等についても、何なりとお尋ねください。

(2) 退所手続き

- ・入所者のご都合で退所される場合

退所を希望する14日前までにお申し出てください。

- ・自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- a) 入所者が死亡した場合。
- b) 入所者が他の介護保険施設に入所した場合。
- c) 入所者の要介護認定区分が、非該当及び要支援及び要介護1・2と認定された場合。

第9条 施設利用に関する事項

- (1) 面会について 来荘時は、玄関で手洗いまたは手指の消毒をお願いします、また、感染症が流行しやすい時期、施設内で感染症が流行している時には、マスクの着用をお願いします。面会時間は、朝9時から夜7時30分までと致します。
ただし、身体状況等の様子によっては、この限りではありません。
- (2) 外出・外泊 自由です。（指定書式の書類を外出・外泊の前にお出しいただきます）
食事の関係もあるので事前に連絡をお願いいたします。
- (3) 飲酒・喫煙 健康に配慮し、原則として認められません。ただし、規制緩和処置を検討する場合もありますので、ご相談ください。
- (4) 設備・器具の利用 身体状況に合わせ、自由に利用できます。
- (5) 金銭・貴重品の管理 「入所者預り金管理規程」に基づく預り金については、山梨中央銀行高根支店に入所者名義の個人口座を開設し、管理します。金銭・貴重品は、お申し出により適切な方法で管理いたします。
- (6) 所持品の持込み 持ち込みができます。ただし、所持品の種類や大きさに制限がありますのでご相談ください。なお、刃物類は持込できません。
- (7) 食品の持ち込み 食中毒予防等の理由により、原則禁止とさせていただきますが、持込品がある場合は、面会カードに記入欄がありますのでご記入いただき、必ず担当フロアのケアスタッフ（介護職員）に伝えてください。また、食べ物については、その場で食べきれる量の持込みでお願いします。

- (8) 施設外での受診 医療機関の受診が必要な場合は、ご家族での送迎をお願いします。
なお、介護タクシー等のご相談にも応じられます。
- (9) 持ち物への記名 すべてに名前をつけてください。色目の暗い服・柄の多い服は、名前が確認しにくいので、面倒でも名札をつけていただきますようお願いいたします。
- (10) 居室の変更 入居者の心身等の状況により居室を変更する場合があります、その際には、予めご家族と協議のうえ決定するものとします。
- (11) その他 ご本人の生活環境や対人関係が大きく変わりますので、時間がある時には面会をお願いいたします。
施設・職員に対するお気遣いはお断りしております。

※ 感染症予防等のため、上記の記載の事項にお応えできない場合がありますので、ご理解下さい。

第10条 緊急時の対応

- (1) 利用者に容体の変化等身体状況の急変があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたしますが、まれにご家族への連絡がつかない場合等に医療上緊急の必要性があるときは利用者・ご家族に同意を得ずに医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供することをご承知ください。

※施設の嘱託医

中田医院 中国医学研究所 北杜市須玉町若神子608 Tel 0551-42-2740

※施設の協力医療機関

市立甲陽病院 北杜市長坂町大八田3954 Tel 0551-32-3221

阿久津歯科医院 北杜市高根町箕輪新町265 Tel 0551-47-3127

※ご希望により、他の医療機関への相談にも応じます。

- (2) 感染予防については、感染対策委員会を設置し、衛生管理・健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。万一感染症の発生を確認した場合は、早急に感染症の拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。
- (3) 防犯については、不審者等の荘内への侵入を防ぐため、出入り口の施錠・出入りのチェック・センサー等防犯器具の設置など施設防犯管理体制の整備を行っています。

第11条 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 特別養護老人ホームみのる荘防災計画に基づき、迅速に対応します。
- (2) 防災設備 建築基準法及び消防法による消防設備を完備しています。
(消火栓・スプリンクラー・各種感知器・消火器等)
- (3) 防災訓練 年3回以上の防災訓練を実施します。
- (4) 管理権限者 施設長 深澤 智彦
防火管理者 防火管理者 三井 祐樹

第12条 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 利用者及び身元引受人、もしくは家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取扱いを行うこととします。

第13条 サービス内容に関する要望及び相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談、苦情解決・苦情受付担当

苦情解決責任者・理事長 浅川一紀

苦情受付担当者・深澤智彦・山口留美・長谷川真吾・三井祐樹

小林亨・千葉洋子・輿水由司実

(土・日曜日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時)

要望・相談・苦情は、担当者等にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、「意見箱」を利用し、直接お申し出いただくこともできます。

- (2) 当施設の苦情等に関して、下記の方々に第三者委員を依頼しています。

白倉 全司 殿 TEL 0551-47-2011

中込 一男 殿 TEL 0551-47-2595

浅川 敬子 殿 TEL 0551-47-3259

- (3) (1)・(2)の窓口以外に、次の機関へも苦情の申出相談を行うことができます。

- ・北杜市福祉保健部介護支援課 TEL 0 5 5 1－4 2－1 3 3 3
- ・山梨県社会福祉協議会・運営適正化委員会 TEL 0 5 5－2 5 4－1 8 2 0
- ・山梨県国民健康保険団体連合会 TEL 0 5 5－2 2 3－2 1 1 9

- (4) 第三者評価の実施状況……未実施

第14条 事故発生時の対応

- ①応急処置
- ②嘱託医・協力病院等への連絡・搬送・付き添い
- ③家族への連絡・市町村への連絡
- ④施設の過失による、万一の事故に備えて保険に加入しています。

第15条 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様といたします。